

【II 各種業務委託仕様書】第1編総則 第1章共通 II-1-1-1-15 成果物の提出	誤記修正	P. II-1-7
現 行	改 訂	
<p>II - 1 - 1 - 1 - 1 5 成果物の提出</p> <p>1 受注者は、委託業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。ただし、成果品は、原則として大阪市グリーン調達方針を遵守するものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の成果品の提出にあたって、事前に次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 成果品の内容・部数等（漏れ、記入間違い等、不備の有無）について、監督職員の審査を受けなければならない。</p> <p>(2) 前号の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。</p> <p>(3) 調査不十分等の原因により、修正が生じた場合、受注者は、監督職員の指示に従い再調査または追加調査を行い、修正を行わなければならない。なお、再調査または追加調査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。</p> <p>3 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>4 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>5 受注者は、<u>受注者は</u>、仕様書に定めがある場合、若しくは監督職員の指示がある場合において、電子データにより成果品を提出（以下「電子納品」という。）しなければならない。ただし、電子納品の作成に係る詳細な要領及び仕様については、仕様書若しくは監督職員の指示による。</p>	<p>II - 1 - 1 - 1 - 1 5 成果物の提出</p> <p>1 受注者は、委託業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。ただし、成果品は、原則として大阪市グリーン調達方針を遵守するものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の成果品の提出にあたって、事前に次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 成果品の内容・部数等（漏れ、記入間違い等、不備の有無）について、監督職員の審査を受けなければならない。</p> <p>(2) 前号の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。</p> <p>(3) 調査不十分等の原因により、修正が生じた場合、受注者は、監督職員の指示に従い再調査または追加調査を行い、修正を行わなければならない。なお、再調査または追加調査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。</p> <p>3 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>4 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>5 受注者は、仕様書に定めがある場合、若しくは監督職員の指示がある場合において、電子データにより成果品を提出（以下「電子納品」という。）しなければならない。ただし、電子納品の作成に係る詳細な要領及び仕様については、仕様書若しくは監督職員の指示による。</p>	

<p>【Ⅱ 各種業務委託仕様書】第 1 編総則 第 1 章共通 Ⅱ-1-1-1-36 暴力団等の排除について</p>	<p>大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）施行に伴う特記仕様書の一部改正</p>	<p>P. Ⅱ-1-14</p>
<p>現 行</p>	<p>改 訂</p>	
<p><u>Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 36 暴力団等の排除について</u></p> <p><u>委託業務の実施にあたって、甲を発注者、乙を受注者として、次のとおり「暴力団等の排除について」を適用する。</u></p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p><u>1. 暴力団等の排除について</u></p> <p>(1) <u>乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。</u></p> <p>(2) <u>乙は、入札等除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者を保証人としてはならない。</u> <u>また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除又は保証人の変更をしなければならない。</u></p> <p>(3) <u>乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。</u> <u>また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。</u></p> <p>(4) <u>乙は(3)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。</u></p> </div>	<p style="text-align: center; color: red;">削 除</p> <p style="text-align: center; color: red;">(別途、特記仕様書にて対応)</p>	

<p>【Ⅱ 各種業務委託仕様書】第 4 編下水道施設維持管理等業務 第 4 章仮置場発生土処理 第 3 節仮置場発生土処理業務 Ⅱ-4-4-3-2 南港中継基地への搬入要領</p>	<p>参照元データ（工事請負共通仕様書（H23.3 月））の変更</p>	<p>P. Ⅱ-4-15</p>
<p>現 行</p>	<p>改 訂</p>	
<p>Ⅱ-4-4-3-2 南港中継基地への搬入要領</p> <p>発注者の指定する最終目的地が南港中継基地の場合は、「南港中継基地を経由する陸上土砂の取扱要領」によるものとする。詳細については大阪市建設局ホームページに掲載している。 http://www.city.osaka.jp/kensetsu/gaiyou/koji/14_01.htm<正誤表関係>「土木請負工事必携」、ファイル名：【12.南港中継基地を経由する陸上土砂の取扱要領(H20.4.11).pdf】)</p>	<p>Ⅱ-4-4-3-2 南港中継基地への搬入要領</p> <p>発注者の指定する最終目的地が南港中継基地の場合は、「南港中継基地を経由する陸上土砂の取扱要領」によるものとする。詳細については大阪市建設局ホームページに掲載している。 http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000115402.html 「工事請負共通仕様書（共通）」「添付資料」 <u>「16.南港中継基地を経由する陸上土砂の取扱要領」</u></p>	

<p>【Ⅱ 各種業務委託仕様書】第4編下水道施設維持管理等業務 第7章緑地帯維持管理 第1節適用</p>	<p>関連図書（工事請負共通仕様書（H23.3月））の変更</p>	<p>P. Ⅱ-4-20</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">改 訂</p>	
<p>第7章 緑地帯維持管理</p> <p>第1節 適用</p> <p>1 本章は下水道施設の緑地帯にかかる一般管理、病虫害防除、花卉植え付け、水稲栽培管理、バラ栽培等の業務に適用する。</p> <p>2 他の仕様書の適用 前項業務は、次の各号に掲げる基準書を適用する。</p> <p>(1) 特記仕様書</p> <p>(2) 大阪市都市環境局作成「下水道施設工事共通仕様書」</p> <p>(3) 大阪市ゆとりとみどり振興局作成標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)</p> <p>3 疑義の解釈 仕様書に定める事項について疑義が生じた時は、監督職員の指示又は承諾を得ること。</p>	<p>第7章 緑地帯維持管理</p> <p>第1節 適用</p> <p>1 本章は下水道施設の緑地帯にかかる一般管理、病虫害防除、花卉植え付け、水稲栽培管理、バラ栽培等の業務に適用する。</p> <p>2 他の仕様書の適用 前項業務は、次の各号に掲げる基準書を適用する。</p> <p>(1) 特記仕様書</p> <p>(2) 工事請負共通仕様書（平成23年3月・大阪市建設局）</p> <p>(3) 大阪市ゆとりとみどり振興局作成標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)</p> <p>3 疑義の解釈 仕様書に定める事項について疑義が生じた時は、監督職員の指示又は承諾を得ること。</p>	

<p>【Ⅱ 各種業務委託仕様書】第 6 編道路付属設備点検業務 第 3 章機械設備点検 第 1 節排水ポンプ施設点検 Ⅱ-6-3-1-1 業務概要</p>	<p>組織改正等に伴う修正</p>	<p>P. Ⅱ-6-22</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">改 訂</p>	
<p>第 3 章 機械設備点検</p> <p>第 1 節 排水ポンプ施設点検</p> <p>Ⅱ-6-3-1-1 業務概要</p> <p>本業務は、本市所管施設に設置されている排水ポンプ施設等の保守点検及び緊急点検業務を<u>監督職員及び当該工営所職員（以下担当職員という）の指示により行うものである。</u></p> <p><u>また、各担当職員の取りまとめは、監督職員が行うものとする。</u></p> <p><u>用語の定義</u></p> <p><u>監督職員とは、道路部設備担当の職員であり、道路部設備担当と各担当職員の連絡調整、出来高数量の取りまとめをする職員である。</u></p> <p><u>担当職員とは、当該工営所において業務指示及び現場確認をする職員で、いずれも発注者が受注者に通知する。</u></p>	<p>第 3 章 機械設備点検</p> <p>第 1 節 排水ポンプ施設点検</p> <p>Ⅱ-6-3-1-1 業務概要</p> <p>本業務は、本市所管施設に設置されている排水ポンプ施設等の保守点検及び緊急点検業務を<u>行うものである。</u></p>	